

上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱い

(目的)

第1条 この取扱いは、上場前の公募又は売出し等に関する規則（以下「上場前公募等規則」という。）に基づき、本所が定める事項並びに上場前公募等規則の解釈及び運用に関し、必要な事項を定める。

(これらに準じる者の定義)

第1条の2 上場前公募等規則第1条に規定する「これらに準じる者として本所が定める者」とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 株券上場審査基準第4条第3項の規定の適用を受ける新規上場申請者
- (2) JASDAQにおける有価証券上場規程第15条の規定の適用を受ける新規上場申請者
- (3) 本邦以外の地域の金融商品取引所又は組織された店頭市場（以下「外国の金融商品取引所等」という。）において上場又は継続的に取引されている内国株券の発行者
- (4) 上場会社、国内の他の金融商品取引所に上場されている株券の発行者又は外国の金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されている内国株券の発行者の人的分割によりその事業を承継する会社（当該承継する事業が新規上場申請者の事業の主体となる場合に限る。）であって、当該分割前に上場申請を行う場合の新規上場申請者

(入札後の公募等の価格の算出方法)

第1条の3 上場前公募等規則第3条の3第1項第2号に規定する「本所が定める方法」は、落札価格に落札株式数を乗じて得た金額の合計

額を総落札株式数で除する方法とする。

(委託販売に係る事務の委託の取扱い)

第1条の4 上場前公募等規則第3条の5に規定する「本所が適當と認める事務」は、元引受取引参加者が上場前の公募等に係る募集又は売出しの取扱いを同条に規定する元引受取引参加者以外の金融商品取引業者等に行わせることとした旨の当該金融商品取引業者等への通知、当該金融商品取引業者等からの当該募集又は売出しの取扱いに係る申込みの受付、当該募集又は売出しの取扱いを行う当該金融商品取引業者等の選定のための抽選及びその結果の元引受取引参加者への通知等の事務をいう。

2 上場前公募等規則第3条の5の規定による本所への事務の委託は、本所が定める様式による書面をもって行うものとする。

(公募又は売出実施通知書の作成の時期等)

第1条の5 上場前公募等規則第3条の6第1項に規定する「遅滞なく」とは、原則として上場前の公募等の申込期間終了の日から起算して3日目の日までをいうものとする。

2 上場前公募等規則第3条の6第1項に規定する「公募又は売出実施通知書」及び同条第2項の規定により本所に提出する書面は、名義のいかんを問わずその計算が実質的に帰属する者を対象として記載するものとする。

3 上場前公募等規則第3条の6第1項に規定する「公募又は売出実施通知書」は、元引受取引参加者が2社以上ある場合には、当該元引受取引参加者のうち1社が代表して本所に提出することができるものとする。

(非取引参加者金融商品取引業者等の上場前の公募等の取扱い等)

第1条の6 上場前公募等規則第3条の7に規定する「本所が適当と認める書面」とは、同条の規定により非取引参加者金融商品取引業者等との間に締結した契約を証する書面の写しをいうものとする。

(同時に上場申請が行われた場合の上場前の公募等の取扱い)

第1条の7 上場前公募等規則第3条の8に規定する「本所が適当と認める書面」とは、同条の規定により非取引参加者金融商品取引業者等との間に締結した契約を証する書面の写しをいうものとする。

(国内の他の金融商品取引所に競争入札による公募等に係る事務が委任される場合の適用除外)

第1条の8 第3条第6号及び第7号の規定は、上場前公募等規則第3条の9第2項の場合において、国内の他の金融商品取引所に競争入札による公募等に係る事務が委任されるときは、適用しない。

(不適正な上場前の公募等に対する措置)

第1条の9 上場前公募等規則第3条の10に規定する「その他必要な措置」には、同第3条の4第1項に定めるところによらない配分を行った場合の再配分の要請並びに上場前の公募等が適正に行われていないと認められるに至った経過及び改善措置を記載した報告書の提出の請求を含むものとする。

(需要状況の調査の記録の提出方法)

第1条の10 上場前公募等規則第3条の14第3項の規定により本所に提出する書面は、名義のいかんを問わずその計算が実質的に帰属する者を対象として記載するものとする。

(競争入札による公募等に係る株式数)

第2条 上場前公募等規則第4条第1項に規定する「本所が定める数量」は、新規上場申請者の上場前の公募等に係る総株式数に100分の50を乗じて得た株式数以上の数量とする。ただし、当該数量が400単位（1単位は、単元株式数を定める場合には当該単元株式数をいい、単元株式数を定めない場合には1株をいう。）未満となる場合には400単位とする。

2 前項本文の規定にかかわらず、上場前の公募等に係る総株式数が多大であると認められる場合には、当該総株式数に100分の50を乗じて得た株式数未満の数量とすることができる。

（競争入札による公募等の方法）

第3条 上場前公募等規則第4条第2項の規定により、競争入札による公募等は、次の各号に従い行うものとする。

- (1) 元引受取引参加者は、原則として上場前の公募等に係る有価証券届出書（添付書類及び訂正届出書を除く。以下この号において同じ。）の提出日（当該有価証券届出書に競争入札による公募等の発行価格又は売出価格の記載がない場合には、当該有価証券届出書の提出日及び当該発行価格又は売出価格に係る訂正届出書の提出日（この場合において、当該有価証券届出書提出後に競争入札による公募等に係る株式数に変更があるときは、当該株式数の変更に係る訂正届出書の提出日を含む。））に、競争入札による公募等についての公告を行うものとする。
- (2) 入札日は、原則として上場前の公募等のうち競争入札による公募等に関する届出の効力発生日の翌日（休業日に当たる場合は、順次繰り下げる。）とする。
- (3) 元引受取引参加者は、別添1「類似会社比準価格の算定基準」により算出した類似会社比準価格の85%の価格を入札を行う場合の下限価格とするものとする。

- (4) 新規上場申請者及び元引受取引参加者は、元引受取引参加者が前号に規定する方法により下限価格を決定した場合には、直ちに本所が適当と認める方法により当該決定に際して選定した類似会社の商号又は名称及び選定理由等を書面により公表するとともに、当該書面の写し及び入札の下限価格の算定に関する資料を本所に提出するものとする。
- (5) 落札は、入札価格の高いものから順次行い、当該入札価格を落札価格とする。
- (6) 落札に係る株券の引渡し及び代金の授受は、元引受取引参加者と落札取引参加者との間で行うものとする。
- (7) その他入札の実施に関し必要な事項は、本所が「入札実施要領」により定める。

(競争入札による公募等に係る事務)

第4条 上場前公募等規則第5条に規定する「競争入札による公募等に係る事務」とは、入札の受付、開札、落札の決定並びにその結果の元引受取引参加者（新規上場申請者があらかじめ定めた事務取扱元引受取引参加者1社に限る。）及び入札を取り次いだ取引参加者への通知等をいうものとする。

2 上場前公募等規則第5条の規定により、元引受取引参加者が競争入札による公募等に係る事務を本所に委任する場合には、競争入札事務取扱手数料を納入するものとする。ただし、新規上場申請者の同意がある場合には、新規上場申請者に当該競争入札事務取扱手数料を納入させることができるものとする。

(特別利害関係者の定義等)

第5条 上場前公募等規則第6条第3項第1号に規定する「特別利害関係者」とは、開示府令第1条第31号イに規定する特別利害関係者をい

うものとする。

- 2 上場前公募等規則第6条第3項第3号の規定の適用については、「従業員」には従業員持株会は含まれないものとする。
- 3 上場前公募等規則第6条第3項第4号又は第15条に規定する「人的関係会社」とは、開示府令第1条第31号ハに規定する人的関係会社をいうものとする。
- 4 上場前公募等規則第6条第3項第4号又は第15条に規定する「資本的関係会社」とは、開示府令第1条第31号ハに規定する資本的関係会社をいうものとする。

(入札の不成立の取扱い)

第5条の2 上場前公募等規則第6条の2第1項に規定する「著しく少ない場合」とは、競争入札による公募等における入札申込総株式数が新規上場申請者の上場前の公募等に係る総株式数に100分の25を乗じて得た株式数未満の数量である場合をいうものとする。

(落札結果の公表の範囲)

第6条 上場前公募等規則第7条第1項に規定する本所が必要と認める事項は、最高落札価格、最低落札価格、落札加重平均価格（同第3条の3第1項第2号に規定する落札加重平均価格をいう。）及び総落札株式数等とする。

(落札者名簿の取扱い)

第7条 上場前公募等規則第8条第2項に規定する「落札者名簿」は、名義のいかんを問わずその計算が実質的に帰属する者を対象として記載するものとする。

- 2 落札取引参加者は、他の金融商品取引業者等からの取次により入札を行った場合には、当該他の金融商品取引業者等から上場前公募等規

則第8条第2項に規定する「落札者名簿」の提出を受け、落札結果の通知日から起算して3日目の日までに本所に提出するものとする。

第8条から第12条まで 削除

(日数の計算)

第13条 上場前公募等規則第15条に規定する「直前事業年度の末日の2年前の日」とは、例えば、直前事業年度の末日が3月31日の場合、その2年前の4月1日をいう。(以下、上場前公募等規則における日数の計算については、同様に取り扱うものとする。)

(上場前の株式等の移動の状況に関する記載の取扱い)

第14条 上場前公募等規則第15条に規定する「本所が適当と認める書類」とは、有価証券上場規程に関する取扱要領3(1)に規定する「上場申請のための有価証券報告書(の部)」又はJASDAQにおける有価証券上場規程に関する取扱要領3(1)に規定する「上場申請のための有価証券報告書」をいうものとし、新規上場申請者は、当該書類中「株式公開情報 第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況」において、別添2「価格の算定根拠の記載について」に準じるなどにより、価格の算定根拠を記載するものとする。

(上場前の株式等の移動に関する記録の保存等の取扱い)

第14条の2 新規上場申請者は、上場会社となった後においても、上場日から5年間は、上場前公募等規則第16条の規定の適用を受けるものとする。

(第三者割当等による募集株式の割当に関する規制の取扱い)

第15条 上場前公募等規則第17条第1項に規定する「募集株式の割当を

行っている」かどうかの認定は、募集株式に係る払込期日又は払込期間の最終日を基準として行うものとする。

2 上場前公募等規則第17条第1項に規定する「募集株式の継続所有、譲渡時及び本所からの当該所有状況に係る照会時の本所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他の本所が必要と認める事項」とは、次の各号に掲げる事項をいうものとする。

(1) 割当を受けた者は、割当を受けた株式(以下「割当株式」という。)を、原則として、割当を受けた日から上場日以後6か月間を経過する日(当該日において割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過する日)まで所有すること。この場合において、割当株式について株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て又は他の種類の株式等への転換(株式については会社がその発行する株式を取得すると引換えに他の株式又は新株予約権を交付すること、新株予約権については会社がその発行する新株予約権を取得すると引換えに株式又は他の新株予約権を交付することをいう。以下同じ。)が行われたときには、当該株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て又は他の種類の株式等への転換により取得した株式又は新株予約権(以下「取得株式等」という。)についても同日まで所有すること。

(2) 割当を受けた者は、割当株式又は取得株式等の譲渡を行う場合には、あらかじめ新規上場申請者に書面により通知するとともに、事後において新規上場申請者にその内容を報告すること。

(3) 新規上場申請者は、割当を受けた者が割当株式又は取得株式等の譲渡を行った場合には当該譲渡を行った者及び譲渡を受けた者の氏名及び住所、株式数、日付、価格並びに理由その他必要な事項を記載した書面を、当該譲渡が上場申請日前に行われたときには上場申請のときに、上場申請日以後に行われたときには譲渡後直ちに、本

所に提出すること。

- (4) 新規上場申請者は、割当株式又は取得株式等の所有状況に関し本所が必要と認めて照会を行った場合には、必要に応じて割当を受けた者に対し割当株式又は取得株式等の所有状況に係る確認を行った上で、遅滞なく割当株式又は取得株式等の所有状況を本所に報告すること。
- (5) 割当を受けた者は、新規上場申請者から前号に規定する割当株式又は取得株式等の所有状況に係る確認を受けた場合には、直ちにその内容を新規上場申請者に報告すること。
- (6) 割当を受けた者は、上場前公募等規則第17条第1項に規定する書面に記載する本項各号に掲げる内容及び割当株式又は取得株式等の譲渡を行った場合には、その内容が、公衆縦覧に供されることに同意すること。
- (7) その他本所が必要と認める事項

3 上場前公募等規則第17条第1項に規定する「本所が定めるところにより」とは、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 上場申請日前に同項の募集株式の割当を行っている場合
上場申請日に提出するものとする。
- (2) 上場申請日以後に同項の募集株式の割当を行っている場合
当該割当後遅滞なく提出するものとする。ただし本所が上場を承認する日の前日を超えてはならない。

(所有に関する規制の取扱い)

第16条 上場前公募等規則第18条第1項ただし書に規定する「本所が正当な理由があるものとして認める場合」とは、次の各号のいずれかに該当する場合であって、かつ、所有を行っていないことが適当であると認められるものをいうものとする。

- (1) 割当を受けた者がその経営の著しい不振により割当株式又は取得

株式等の譲渡を行う場合

(2) その他社会通念上やむを得ないと認められる場合

- 2 上場前公募等規則第18条第2項に規定する書面は、当該第三者割当等による割当株式又は取得株式等の譲渡が上場申請日前に行われた場合には上場申請日に、上場申請日以後に行われた場合には譲渡後直ちに、本所に提出するものとする。
- 3 上場前公募等規則第18条第3項に規定する報告は、新規上場申請者が必要に応じて割当を受けた者に対し割当株式又は取得株式等の所有状況に係る確認を行った上で、遅滞なく本所に報告するものとする。
- 4 新規上場申請者は、上場会社となった後においても、確約に定める期間内にあっては、上場前公募等規則第18条第2項及び第3項の規定の適用を受けるものとする。

第17条 削除

(第三者割当等による新株予約権の割当等に関する規制の取扱い)

- 第18条 上場前公募等規則第19条において同第17条第1項を準用するにあたっては、同第1項中「募集株式の割当を行っている」とあるのは「募集新株予約権の割当を行っている」と読み替えるものとし、「募集新株予約権の割当を行っている」かどうかの認定は、割当日を基準として行うものとする。
- 2 上場前公募等規則第19条において準用する同第17条第1項に規定する「その他の本所が必要と認める事項」とは、次の各号に掲げる事項をいうものとする。
 - (1) 割当を受けた者は、割当を受けた募集新株予約権（以下「割当新株予約権」という。）を、原則として、割当新株予約権の割当日から上場日以後6か月間を経過する日（当該日において割当新株予約権の割当日以後1年間を経過していない場合には、新株予約権の割当

日以後 1 年間を経過する日)まで所有すること。この場合において、割当新株予約権について新株予約権の行使又は他の種類の株式等の交付が行われたときには、当該新株予約権の行使又は他の種類の株式等の交付により取得した株式（当該株式に係る株式の分割等により取得した株式、新株予約権又は新株予約権付社債を含む。）、新株予約権又は新株予約権付社債（以下この条において「取得株式等」という。）についても同日まで所有すること。

- (2) 割当を受けた者は、割当新株予約権又は取得株式等の譲渡を行う場合には、あらかじめ新規上場申請者に書面により通知するとともに、事後において新規上場申請者にその内容を報告すること。
- (3) 新規上場申請者は、割当を受けた者が割当新株予約権又は取得株式等の譲渡を行った場合には当該譲渡を行った者及び譲渡を受けた者の氏名及び住所、新株予約権総数（株式にあっては株式数）、日付、価格並びに理由その他必要な事項を記載した書面を、当該譲渡が上場申請日前に行われたときには上場申請のときに、上場申請日以後に行われたときには譲渡後直ちに、本所に提出すること。
- (4) 新規上場申請者は、割当新株予約権又は取得株式等の所有状況に關し本所が必要と認めて照会を行った場合には、必要に応じて割当を受けた者に対し割当新株予約権又は取得株式等の所有状況に係る確認を行った上で、遅滞なく割当新株予約権又は取得株式等の所有状況を本所に報告すること。
- (5) 割当を受けた者は、新規上場申請者から前号に規定する割当新株予約権又は取得株式等の所有状況に係る確認を受けた場合には、直ちにその内容を新規上場申請者に報告すること。
- (6) 割当を受けた者は、上場前公募等規則第17条第1項に規定する書面に記載する本項各号に掲げる内容及び割当新株予約権又は取得株式等の譲渡を行った場合にはその内容が、公衆縦覧に供されることに同意すること。

(7) その他本所が必要と認める事項

3 上場前公募等規則第19条において準用する同第17条第1項に規定する「本所が定めるところにより」とは、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 上場申請日前に上場前公募等規則第19条の募集新株予約権の割当を行っている場合

上場申請日に提出するものとする。

(2) 上場申請日以後に上場前公募等規則第19条の募集新株予約権の割当を行っている場合

当該募集新株予約権の割当後遅滞なく提出するものとする。ただし、本所が上場を承認する日の前日を超えてはならない。

4 上場前公募等規則第19条において準用する同第18条第1項ただし書に規定する「本所が正当な理由があるものとして認める場合」とは、次の各号のいずれかに該当する場合であって、かつ、所有を行っていないことが適当であると認められるものをいうものとする。

(1) 割当を受けた者がその経営の著しい不振により割当新株予約権又は取得株式等の譲渡を行う場合

(2) その他社会通念上やむを得ないと認められる場合

5 上場前公募等規則第19条において準用する同第18条第2項に規定する書面は、当該第三者割当等による割当新株予約権又は取得株式等の譲渡が上場申請日前に行われた場合には上場申請日に、上場申請日以後に行われた場合には譲渡後直ちに、本所に提出するものとする。

6 上場前公募等規則第19条において準用する同第18条第3項に規定する報告は、新規上場申請者が必要に応じて割当を受けた者に対し割当新株予約権又は取得株式等の所有状況に係る確認を行った上で、遅滞なく本所に報告するものとする。

7 新規上場申請者は、上場会社となった後においても、確約に定める期間内にあっては、上場前公募等規則第19条において準用する同第18

条第2項及び第3項の規定の適用を受けるものとする。

(ストックオプションとしての新株予約権の所有に関する規制の取扱い)

第19条 上場前公募等規則第20条第1項に規定する「本所が定める者」は、次の各号に掲げる者をいうものとする。

(1) 新規上場申請者の役員又は従業員

(2) 新規上場申請者の子会社の役員又は従業員

2 上場前公募等規則第20条第1項の報酬としての割当には、役員又は従業員等に新株予約権の発行価格に相当する額の金銭を支給し、当該役員又は従業員等に新株予約権を有償で割り当てる場合その他の有償で割り当てる場合を含むものとする。

3 上場前公募等規則第20条第1項に規定する「報酬として割り当てた新株予約権の継続所有、譲渡時及び本所からの当該所有状況に係る照会時の本所への報告その他の本所が必要と認める事項」とは、次の各号に掲げる事項をいうものとする。

(1) 割当を受けた者は、上場前公募等規則第20条の規定の適用を受ける新株予約権(以下「報酬として割当を受けた新株予約権」という。)を、原則として、新株予約権の割当日から当該新株予約権の行使又は他の種類の株式等の交付を行う日まで所有すること。

(2) 新規上場申請者は、割当を受けた者が報酬として割当を受けた新株予約権の譲渡を行った場合には当該譲渡を行った者及び譲渡を受けた者の氏名及び住所、新株予約権総数、日付、価格並びに理由その他必要な事項を記載した書面を、当該譲渡が上場申請日前に行われたときには上場申請のときに、上場申請日以後に行われたときは譲渡後直ちに、本所に提出すること。

(3) 新規上場申請者は、報酬として割当を受けた新株予約権の所有状況に関し本所が必要と認めて照会を行った場合には、必要に応じて

割当を受けた者に対し報酬として割当を受けた新株予約権の所有状況に係る確認を行った上で，遅滞なく報酬として割当を受けた新株予約権の所有状況を本所に報告すること。

(4) 割当を受けた者は，新規上場申請者から前号に規定する報酬として割当を受けた新株予約権の所有状況に係る確認を受けた場合には，直ちにその内容を新規上場申請者に報告すること。

(5) その他本所が必要と認める事項

4 上場前公募等規則第20条第1項に規定する「本所が定めるところにより」とは，次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 上場申請日前に同項の新株予約権の割当を行っている場合
上場申請日に提出するものとする。

(2) 上場申請日以後に同項の新株予約権の割当を行っている場合
当該新株予約権割当後遅滞なく提出するものとする。ただし本所が上場を承認する日の前日を超えてはならない。

5 上場前公募等規則第20条第1項に規定する「本所が必要と認める書面」とは，次の各号に掲げる書面をいうものとする。

(1) 新規上場申請者が同項の規定により役員又は従業員等に割り当てた新株予約権について，新規上場申請者と新株予約権の割当を受けた役員又は従業員等との間で，同項に規定する事項の確約を行ったことを証する書面

(2) 新規上場申請者が役員又は従業員等に取得させる目的で新株予約権を割り当てるものであることその他その割当に関する事項を記載した取締役会の決議（委員会設置会社にあっては，執行役の決定を含む。）内容を証する書面

(3) 新規上場申請者と新規上場申請者から新株予約権の割当を受けた役員又は従業員等との間において，当該役員又は従業員等が原則として当該新株予約権を譲渡しない旨の契約を締結していること又は当該新株予約権の譲渡につき制限を行っていることを証する書面

6 上場前公募等規則第20条第2項に規定する「本所が正当な理由があるものとして認める場合」とは、確約に基づく所有を行っていた者が当該確約の対象となっている新株予約権を譲渡した後、新規上場申請者が当該譲渡に係る新株予約権を速やかに適正な手続により失効させており、かつ、当該新株予約権の行使又は他の種類の株式等の交付が行われていない場合をいう。

(ストックオプションとしての新株予約権の行使等により取得した株式等に関する規制の取扱い)

第19条の2 上場前公募等規則第20条の2第1項に規定する「その他の本所が必要と認める事項」とは、次の各号に掲げる事項をいうものとする。

- (1) 割当を受けた者は、ストックオプションとしての新株予約権の行使等により取得した株式及び当該株式に係る株式の分割等により取得した株式(以下この条及び次条において「取得株式」という。)を、原則として、当該株式に係る払込期日等の日から上場日の前日まで所有すること。
- (2) 割当を受けた者は、取得株式の譲渡を行う場合には、あらかじめ新規上場申請者に書面により通知するとともに、事後において新規上場申請者にその内容を報告すること。
- (3) 新規上場申請者は、割当を受けた者が取得株式の譲渡を行った場合には当該譲渡を行った者及び譲渡を受けた者の氏名及び住所、株式数、日付、価格並びに理由その他必要な事項を記載した書面を、当該譲渡が上場申請日前に行われたときには上場申請のときに、上場申請日以後に行われたときには譲渡後直ちに、本所に提出すること。
- (4) 新規上場申請者は、取得株式の所有状況に関し本所が必要と認めて照会を行った場合には、必要に応じて割当を受けた者に対し取得

株式の所有状況に係る確認を行った上で，遅滞なく取得株式の所有状況を本所に報告すること。

(5) 割当を受けた者は，新規上場申請者から前号に規定する取得株式の所有状況に係る確認を受けた場合には，直ちにその内容を新規上場申請者に報告すること。

(6) 割当を受けた者は，上場前公募等規則第20条の2第1項に規定する書面に記載する本項各号に掲げる内容及び割当株式又は取得株式の譲渡を行った場合にはその内容が，公衆縦覧に供されることに同意すること。

(7) その他本所が必要と認める事項

2 上場前公募等規則第20条の2第1項に規定する「本所が定めるところにより」とは，次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 上場申請日前に同項の株式の交付を行っている場合

上場申請日に提出するものとする。

(2) 上場申請日以後に同項の株式の交付を行っている場合

当該株式又は新株予約権の交付後遅滞なく提出するものとする。

ただし，上場日の前日を超えてはならない。

3 前項第1号の場合には，上場前公募等規則第20条の2第1項の規定により提出する書面に次の各号に掲げる書面を添付するものとする。

(1) 新株予約権の割当に係る株主総会及びその発行に関する取締役会の決議（委員会設置会社にあっては，執行役の決定を含む。次号において同じ。）内容を証する書面

(2) 新規上場申請者と前号の決議により新株予約権の割当を受ける者との新株予約権の割当に関する契約内容を証する書面

（ストックオプションとしての新株予約権の行使等により取得した株式等の所有に関する規制の取扱い）

第19条の3 上場前公募等規則第20条の3第1項ただし書に規定する

「本所が正当な理由があるものとして認める場合」とは、次の各号のいずれかに該当する場合であって、かつ、所有を行っていないことが適当であると認められるものをいうものとする。

(1) 割当を受けた者がその経営の著しい不振により取得株式の譲渡を行う場合

(2) その他社会通念上やむを得ないと認められる場合

2 上場前公募等規則第20条の3第2項に規定する書面は、当該取得株式の譲渡が上場申請日前に行われた場合には上場申請日に、上場申請日以後に行われた場合には譲渡後直ちに、本所に提出するものとする。

3 上場前公募等規則第20条の3第3項に規定する報告は、新規上場申請者が必要に応じて割当を受けた者に対し当該取得株式の所有状況に係る確認を行った上で、遅滞なく本所に報告するものとする。

(第三者割当等による募集株式等の割当の状況に関する記載の取扱い)

第19条の4 上場前公募等規則第20条の4に規定する「本所が適当と認める書類」とは、有価証券上場規程に関する取扱要領3(1)に規定する「上場申請のための有価証券報告書(の部)」又はJASDAQにおける有価証券上場規程に関する取扱要領3(1)に規定する「上場申請のための有価証券報告書」をいうものとし、新規上場申請者は、当該書類中「株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」の「摘要」欄において、別添2「価格の算定根拠の記載について」に準じるなどにより、価格の算定根拠を記載するものとする。

(第三者割当等による募集株式等の割当の状況に関する記録の保存等の取扱い)

第19条の5 新規上場申請者は、上場会社となった後においても、上場日から5年間は、上場前公募等規則第20条の5において準用する同第16条の規定の適用を受けるものとする。

(上場前の公募等に関する解釈等)

第20条 上場前の公募等には、上場前公募等規則第15条及び第17条の規定の適用はないものとする。

2 上場前公募等規則第3章及び第4章の規定は、名義のいかんを問わずその計算が実質的に帰属する者について適用する。

付 則

第13条において、規制規則付則5の規定に基づき、規制規則第17条第2項（規制規則第19条及び第20条第2項において準用する場合を含む。）中「2年前の日から」とあるのを「1年6か月前の日から」と読み替えて適用する場合の「1年6か月前の日」とは、例えば、上場申請日の直前事業年度の末日が3月31日の場合、その1年6か月前の10月1日をいうものとする。

付 則

1 この取扱いは、平成4年1月1日から施行する。

2 改正後の第2条、第3条、第14条第1項、第15条第2項及び第18条第2項の規定にかかわらず、平成4年4月1日前に上場前の公募等に係る有価証券届出書を提出する新規上場申請者については、なお従前の例による。

3 平成4年4月1日前における第9条の2第1項及び第3項の規定の適用については、同条第1項中「毎年の4月1日から1年以内の」とあるのは「この取扱い施行の日以後」と、同条第3項中「4回」とあるのは「1回」とする。

付 則

1 この取扱いは、平成4年12月28日から施行する。

2 改正後の第3条、第5条の2、第8条、第9条第1項、第11条第1

項及び第3項並びに別添「類似会社比準価格の算定基準」の規定にかかわらず、この改正規定施行の日前に上場前の公募等に係る有価証券届出書を提出する新規上場申請者については、なお従前の例による。

付 則

この取扱いは、平成9年6月1日から施行する。ただし、改正後の第15条の2の規定は、同年10月1日から施行する。

付 則

- 1 この取扱いは、平成13年9月4日から施行し、同日以後に上場申請を行う新規上場申請者から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この取扱い施行の際、現に上場申請を行っている新規上場申請者が、この取扱い施行の日以後に新株、新株予約権又は新株予約権付社債の発行を行う場合には、改正後の規定を適用する。
- 3 この取扱い施行の日から当分の間、改正後の第19条の2の規定の適用については、同条第4項第1号中「新株予約権の割当」とあるのは「新株予約権の割当又は改正前の新規事業法等の規定による決議」と、「その割当」とあるのは「その割当又はその決議」と、同項第2号中「新株予約権の割当を受ける者」とあるのは「新株予約権の割当を受ける者又は新株の割当を受ける者とされたもの」と、「新株予約権の割当」とあるのは「新株予約権の割当又は新株発行」とする。
- 4 この取扱い施行の日から当分の間、上場前公募等規則平成13年9月4日改正付則第4項に規定する通知は、次の各号に掲げる書面を、本所に提出することにより行うものとする。
 - (1) 上場前公募等規則平成13年9月4日改正付則第4項に規定する上場申請日以後において効力を有する改正前の新規事業法等の規定による決議に係る株主総会及び当該株主総会に関する取締役会の決議内容を証する書面
 - (2) 新規上場申請者と前号の株主総会決議により新株の割当を受ける

者とされたものとの新株発行に関する契約内容を証する書面

5 前項の書面の提出は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 上場申請日において前項第1号の決議がある場合又は同号の決議が失効している場合

上場申請日に提出するものとする。

(2) 上場申請日の後に上場前公募等規則平成13年9月4日改正付則第4条の改正前の新規事業法等の規定による決議を行った場合又は改正前の新規事業法等の規定による決議が失効した場合

改正前の新規事業法等の規定による決議を行った後又は当該株主総会決議が失効した後遅滞なく提出するものとする。ただし、本所が上場を承認する日の前日を超えてはならない。

付 則

この取扱いは、平成13年10月1日から施行する。

付 則

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

2 商法等改正法附則第6条第1項の規定によりなお従前の例によるとされた新株の引受権及びその行使により発行又は移転された株式に関しては、なお従前の例による。

3 商法等改正法附則第7条第1項の規定によりなお従前の例によるとされた転換社債及び新株引受権付社債（次項ただし書きに規定する新株引受権付社債を除く。）は、新株予約権付社債とみなして、改正後の規定を適用する。

4 前項の新株引受権付社債を発行する際に商法等改正法による改正前の商法第341条の13第1項の規定に基づき発行する新株引受権証券は、新株予約権証券とみなして、改正後の規定を適用する。ただし、当該新株引受権証券のうち、改正前の第20条の規定に適合する新株引受権証券並びにその新株引受権証券に係る新株引受権付社債及びその新株引受権証券の新株引受権の行使により発行又は移転された株式に関し

ては、なお従前の例による。

5 改正後の第5条の規定は、この取扱い施行の日以後に行う公募又は売出し若しくは株券等の移動から適用する。

付 則

この取扱いは、平成14年12月16日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成15年4月2日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成15年5月8日から施行する。

付 則

この取扱いは、本所が定める日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成17年2月1日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成18年5月1日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成18年10月1日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成19年9月30日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成21年1月5日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成21年6月12日から施行する。

付 則

この取扱いは，平成21年12月30日から施行する。

付 則

この取扱いは，平成22年10月12日から施行する。

付 則

この取扱いは，平成23年1月31日から施行する。

付 則

この取扱いは，平成24年4月1日から施行する。

付 則

この取扱いは，平成25年1月1日から施行する。

別添 1 類似会社比準価格の算定基準

類似会社比準価格の算定については、以下に定めるところによるものとする。

1 類似会社の選定

類似会社（新規上場申請者の株式の発行価格又は売出価格の算定の基礎とすることが適當な会社をいう。以下同じ。）については、国内の金融商品取引所に上場されている株券の発行者のうちから、次に掲げる事項並びに株価（優先出資証券にあっては、優先出資証券の価格をいう。以下この別添1において同じ。）の形成及び株券の流通面を総合的に勘案し、原則として2社以上（本所が選定した会社1社以上を含む。）を選定するものとする。

- (1) 主要事業部門又は主要製品
- (2) 部門別又は製品別の売上高構成比
- (3) 業績及び成長性（1株当たり（優先出資証券の発行者にあっては、1口当たりと読み替える。以下この別添1において同じ。）の純利益額及び純資産額、売上高及び純利益等の伸び率等）
- (4) 企業規模（売上高、純利益額、総資産額、純資産額、発行済株式総数等）
- (5) その他（地域性、販売形態、販売系列等）

2 類似会社比準価格算定式

類似会社比準価格は次の算式により算定した価格とする。

$$\text{類似会社比準価格} = \text{類似会社株価} \times \frac{1}{2} \left(\frac{\text{新規上場申請者の1株当たり純利益額}}{\text{類似会社の1株当たり純利益額}} + \frac{\text{新規上場申請者の1株当たり純資産額}}{\text{類似会社の1株当たり純資産額}} \right)$$

- (1) 1株当たり純利益額及び純資産額について

a 1株当たり純利益額は、損益計算書における直前事業年度の税

引後当期純利益額に基づき算出する。

- b 1株当たり純資産額は、貸借対照表における直前事業年度の純資産の部の額に基づき算出する。

(2) 類似会社が、直前事業年度の末日の翌日以後増資等により発行済株式総数（優先出資証券にあっては、優先出資法に規定する普通出資の総口数と優先出資の総口数を合計した数と読み替える。以下この別添1において同じ。）に増減があった場合の当該会社の1株当たりの純利益額及び純資産額の修正について

- a 1株当たり純利益額は、純利益額を増減後の発行済株式総数で除して得た額とする。

- b 1株当たり純資産額は、直前事業年度の末日純資産額に増資等による増減後の純資産額を増減後の発行済株式総数で除して得た額とする。

(3) 新規上場申請者が、直前事業年度の末日の翌日以後増資（上場申請日から上場日の前日までの期間における株券の公募を除く。）等により発行済株式総数に増減があった場合の当該会社の1株当たりの純利益額及び純資産額の修正について

- a 1株当たり純利益額は、純利益額を増減後の発行済株式総数で除して得た額とする。

- b 1株当たり純資産額は、増減後の純資産額を増減後の発行済株式総数で除して得た額とする。

(4) 前2号の発行済株式総数に増加があった場合には、新株予約権若しくはこれに準ずる権利又は転換請求権が存在する場合を含むものとする。この場合における1株当たり純利益額及び1株当たり純資産額は、前2号に規定する算出方法にかかわらず、財務諸表等規則第95条の5の2第2項に規定する潜在株式調整後の1株当たり純利益金額の算出方法その他の合理的な算出方法により算出した金額とする。

(5) 異常な特別損益等により税引後当期純利益額を採用することが適当でない場合又は最近数年間における業績に大きな変動が認められるなど，第1号により難い場合には，合理的な方法によることができる。

(6) 類似会社の株価について

原則として，最近1か月の単純平均株価とする。ただし，市況等により株価変動の著しい銘柄については，相当と認められる期間の単純平均株価を採用することができる。

(7) 類似会社の数値について

類似会社の株価，1株当たりの純利益額及び純資産額については，原則として各類似会社の数値を単純平均した数値とする。

3 その他

算定された類似会社比準価格が異常と認められる場合又は前2項により算定することが困難な場合には，他の合理的な方式により算定できるものとする。

別添 2 價格の算定根拠の記載について

價格の算定方式は、新規上場申請者の経営成績、財政状態、成長性、株主構成、株式所有者の経営参加の関係、株式取引実態により大きく異なるものであり、以下に掲げる株価算定方式は、記載の際の参考とするものである。なお、以下の算定方式を採用している場合には、その旨及びその方式を採用した経緯、また、これらの方針によらない場合には、具体的な價格算定の考え方及びその考え方を採用した事由を記載するものとする。

1 純資産方式

(1) 簿価純資産法

(計算式)

$$\text{簿価純資産額} \div \text{発行済株式総数}$$

(2) 時価純資産法

(計算式)

・(時価純資産額 - 含み益対応法人税等) \div 発行済株式総数 (法人税等控除方式)

・時価純資産額 \div 発行済株式総数 (法人税等非控除方式)

2 収益方式

(1) 収益還元法

(計算式)

(将来の予想年間税引後利益 \div 資本還元率) \div 発行済株式総数

(2) ディスカウントキャッシュフロー法

(計算式)

将来の予想ディスカウントキャッシュフローの合計額 \div 発行済株式総数

(将来の予想ディスカウントキャッシュフローの合計額は、各年度のキャッシュ・フローを年度別に複利現価率($(1 + \text{資本還元率})^n$ で算定)で割り引いて合計したもの)

3 配当方式

(1) 配当還元法

(計算式)

$$(\text{将来の年間予想配当} \div \text{資本還元率}) \div \text{発行済株式総数}$$

(2) ゴードンモデル法

(計算式)

$$1 \text{ 株当たり配当金} \div (\text{資本還元率} - \text{投資利益率} \times \text{内部留保率})$$

4 比準方式

(1) 類似会社比準法

(計算式)

$$A \times L \times (B / B + C / C + D / D) \div 3$$

A : 類似会社平均株価

B : 類似会社平均 1 株当たり配当金額

C : 類似会社平均 1 株当たり利益金額

D : 類似会社平均 1 株当たり純資産価額

B : 新規上場申請者 1 株当たり配当金額

C : 新規上場申請者 1 株当たり利益金額

D : 新規上場申請者 1 株当たり純資産価額

L : 類似安定度を加味する項目(自己資本, 総資産, 取引金額, 自己資本比率, 企業利潤率等について, 新規上場申請者と類似会社を比較考慮して算出)

(2) 類似業種比準法

(計算式)

$$A \times 0.7 \times (B / B + C / C \times 3 + D / D) \div 5$$

A : 類似業種株価

B : 類似業種 1 株当たり配当金額

C : 類似業種 1 株当たり利益金額

D : 類似業種 1 株当たり純資産価額

B : 新規上場申請者 1 株当たり配当金額

C : 新規上場申請者 1 株当たり利益金額

D : 新規上場申請者 1 株当たり純資産価額

(3) 取引事例法

過去に実際の取引事例がある場合, 当該価格を基にして株価を算出

する方法

5 併用方式

各種方式を組み合わせて株価を算出する方法

(注) 記載に当たっては、原則として、その算定式を併せて記載するものとする。この場合において、当該算定式が、上記の計算方式に準じるものである場合には、上記の計算方式に準じて算定した旨を注記することにより、算定式の記載を省略することができるものとする。